障害福祉サービス事業所 ゆーあい工房 生活介護事業 (生産活動有) 重要事項説明書

あなたに対する生活介護サービス提供開始にあたり、厚生労働省令に基づいて当事業所があなたに説明すべき内容は次の通りです。

1. サービスを提供する事業者

名 称	社会福祉法人 うまぐりの里	
所 在 地	栃木県栃木市城内町2丁目62番14号	
電話番号	0282-25-4001	
代表者氏名	代表者氏名 理事長 岩川 和男	
設立年月	平成9年7月15日	

2. 利用事業所

事業所の種類	障害福祉サービス事業所ゆーあい工房 平成22年4月1日指定
	生活介護事業 平成30年4月1日指定
事業所の名称	ゆーあい工房
(事業所番号)	$(0\ 9\ 1\ 0\ 3\ 0\ 0\ 2\ 9)$
事業所の所在地	栃木県栃木市城内町2丁目62番14号
連絡先	電話番号 0282-25-4001
	ファックス 0282-25-1575
管 理 者	施設長 中村 君枝
サービス管理責任者	渡邉 啓之
サービスの実施地域	栃木市、その他
主たる対象者	知的障がい者
定員	1 5名
開設年月日	平成30年4月1日

3. サービスの目的・運営方針

目 的	利用者の自立の促進、生活の質の向上を図ることができるよう、利用者又
	はその介護を行う者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ
	て、利用者の意志及び人格を尊重し、その自立と社会経済活動への参加を促
	進する観点から、保護並びにその更生に必要な指導及び訓練を行います。
運営方針	関係法令を遵守し、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に
	立って他の社会資源との連携を図った適正かつ決めの細かな生活介護サー
	ビスの提供に努めます。

4. サービスに係る施設・設備等の概要

(1) 施 設

建物	構造	鉄骨亜鉛メッキ鋼板葺平屋建
	敷地面積	2, 720. 71 m ²
	延べ床面積	692. 11 m²

(2) 主な設備

	部屋数	備 考
食 堂	1室	
作業室	3室	木工作業室、菓子・パン作業室・受注作業室
相談室(兼応接室)	1室	
医務室(兼静養室)	1室	
会議室	1室	
トイレ	7室	内身障者用1か所
事務室	1室	

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し、上記の施設・設備を設置しています。

5. サービス提供職員の設置状況

職種	員数	常勤		非常勤		常勤換算	備考
		専従	兼務	専従	兼務		
管理者	1		1			0. 3	
サービス管理責任者	1		1			0. 3	
看護師	1			1		0. 1	
生活支援員	3	1	1	1		2. 4	
事務員	1		1				
調理員	2			2			業務委託
医師	1			1			嘱託

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し指定障害福祉サービスを提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

(ア) 各職種の勤務体系

職種	勤務体系
管理者	正規の勤務時間帯(8:30~17:30)他
サービス管理責任者	正規の勤務時間帯(8:30~17:30)他
生活支援員	正規の勤務時間帯(8:30~17:30)他
看護師	週に1回、一日あたり4時間(9:30~13:30)他

事務員	正規の勤務時間帯(8:30~17:30)他
調理員	委託事業所職員 (8:30~14:30) 他
嘱託医師	必要に応じて

(イ) 営業日と営業時間

営業日:月曜日 ~ 金曜日、その他指定した日

ただし、国民の祝日及び年末年始(12月29日~翌年1月3日)、8月

13日~15日を除く。

営業時間:8:30 ~ 17:30まで

※ その他、事業計画に定めたレクリエーション等の社会参加活動日は、営業日及び 当該開催時間を営業時間とします。

6. サービス提供の内容

(1) 介護給付費対象サービス内容

サービスの種類	サービスの内容
相談及び援助	利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を
	把握し、適切な相談、助言、援助等を行います。
訓練	生活能力の維持向上のための食事や家事等の日常生活能力を向
	上するための訓練、創作活動、生産活動等の訓練を行います。
	(日常生活訓練・社会適応訓練等)
介 護	利用者の状況に応じて適切な技術をもって食事・更衣・排泄等
	生活全般にわたる援助を行います。
健康管理	日常生活上必要なバイタルチェックや投薬その他必要な管理、
	記録を行います。また医療機関との連絡調整及び協力医療機関を
	通じて健康保持のための適切な支援を行います。
創作活動	① 創作活動、その他
レクリエーション	② テレビ・DVD 鑑賞・カラオケ 等
体力作り	① 散歩及び外出
	② 体操教室の参加
生產活動	生産活動の機会を提供します。
	① 木工作業 ②菓子作業 ③受注作業、その他
	〈工賃の支払〉
	上記生産活動における事業収入から必要経費を差し引いた額に
	相当する金額を工賃として、生産活動に従事している利用者に支
	払います。
訪問支援	サービスの実施にあたり必要があるときは、施設外支援(家庭
	訪問等)を行います。

送迎サービス	希望する場合は、定められたステーションにて送迎車両を利用
	していただくことができます。なお、送迎サービスに要する経費
	のうち燃料代相当額を送迎サービス利用者から受け取ることがで
	きろものとします

(2) 介護給付費対象外サービス内容

サービスの種類	サービスの内容	金額
食事サービス	毎月の献立表により、栄養と利用者の身体状況に配	1食628円
	慮したバラエティに富んだ食事を提供します。	
	また、食事を美味しく、楽しく食べるために、次の	公費助成があ
	点に配慮します。	る場合には、そ
	1 利用者に嗜好調査を行い、その結果を献立に反映	の額を控除し
	します。	た額とします。
	2 利用者が美味しく食べられるように、適温の食事	
	を提供します。	
	3 食材・素材に季節感を取り入れ、また盛り付けや	
	食器にも工夫します。	
	4 毎月の献立及び食材について、その情報を利用者	
	に提供するため食堂内の掲示板に掲示しています。	
	<食事時間> 昼食12:00~13:00	
	(休憩時間を含む。)	
特別な食事	体調不良時等の際、利用者の選択により特別な食事	実 費
	の提供をします。	
創作的活動•及	創作的活動及び生産活動を行う上でかかる費用で、	実 費
び生産活動等	負担して頂くことが適当であるものに係る費用をい	
	ただきます。	
日常生活上必	利用者の日常生活品の購入代金等や日常生活に要	実 費
要となる諸経	する費用で、負担して頂くことが適当であるものに係	
費	る費用をいただきます。	
	① 用品費 ②保健衛生費 ③教養娯楽費	
社会生活上の	日常生活に必要な行政機関等への手続き等につい	実 費
便宜の供与等	て、利用者又は家族が行うことが困難な場合、利用者の日帝の日帝が得て体行します。	
その他	の同意の同意を得て代行します。 ・サービス提供記録等の複写	複写は1枚 10
て ツ 旭	・近日と今後中である。	後 ラ は1枚 10 円。予防注射は
		実費。
	・予防接種費用	天頂。

<サービスの概要>

全てのサービスは、「個別支援計画」に基づいて行われます。本事業所のサービス管理責任者が作成し、利用者の同意をいただきます。なお「個別支援計画」の写しを利用者に交

付いたします。

7. 利用料金

(1) 介護給付費対象サービス内容の料金

介護給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金(厚生労働大臣の 定める基準により算出した額)のうち9割が介護給付費の給付対象となります。事 業者が介護給付費等の給付を市町から直接受け取る(代理受領する)場合、利用者 負担分として、サービス利用料金全体の1割の額を事業者にお支払いただきます。 (定率負担または利用者負担額といいます)

なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

(2) 介護給付費対象外サービス内容の料金

上記「6. サービス提供の内容(2)介護給付費対象外サービス内容」の項目を ご参照ください。

(3) サービス利用の取り消し料金

利用者がサービス利用の取り消し(キャンセル)する場合は、原則として利用日 予定前日までに当事業所までお申し出ください。申し出のない場合は、キャンセル 料を頂く場合があります。

食事の取り消し(キャンセル)をする場合は、利用当日午前10時までにお申し出ください。お申し出のない場合は実費をいただきます。

(4) 利用料金のお支払方法

前記(1)(2)(3)の料金は1カ月ごとに計算し、請求いたします。 お支払い方法は、原則、指定金融機関の口座から引き落としとさせていただきま す。

8. 利用者の記録及び情報の管理等

(1) 事業者は、法令に基づいて利用者の記録及び情報を適切に管理し、利用者の求め に応じてその内容を開示します。また、記録及び情報については契約の終了後5年 間保管します。

※閲覧、複写ができる窓口業務時間は、9:00~17:00です。

(2) 利用者の個人情報については、個人情報保護法及び当事業所の個人情報保護規程に基づいた対応を行います。但し、サービス提供を行う上での他事業所及び医療機関等との連絡調整や市町及び関係機関に情報提供を要請された場合は利用者の同意 (「個人情報使用同意書」による)に基づき情報提供を致します。

9. 緊急時の対応

利用者の病状急変等の緊急時には、家庭に連絡するとともに、速やかに医療機関への連絡等を行います。

利用者のかかりつけ医療機関	医療機関名:
	診療科:
	主治医:
	所在地:
	電話番号:
緊急連絡先①	住 所:
	電話番号:
	氏 名:
	続 柄:
緊急連絡先②	住 所:
	電話番号:
	氏 名:
	続 柄:

10. 要望・苦情等申立先及び虐待防止に関する相談窓口

(1) 要望・苦情等申立先

	• 窓口担当者	施設長	中村 君枝
当事業所		主 任	川又 正久
ご利用相談窓口	・ご利用時間	$9:00\sim17:$	0 0
	・電話番号	0282-25-	4001
	• F A X	0282-25-	1 5 7 5
	・担当者が不在の	場合は、事業所事務	新までお申し出ください。
ゆーあい工房 第三者委員	うえのともや 上野智哉	電話番号 028	5-23-5373
		栃木第三地区児童	民生委員協議会会長
	ずがやひとし	電話番号 028	2-22-4457
		栃木市社会福祉協	議会大平支所長
栃木市役所	• 所 在 地: 栃	木市万町9-25	
障がい福祉課	· 電話番号: 0	282-21-22	2 0 3
栃木県	・所 在 地:栃木県宇都宮市若草1-10-6		
	・電話番号:028-622-2941		
運営適正化委員会	• F A X: 028-622-2316		

(2) 虐待防止に関する相談窓口

	• 窓口担当者	主 任 川又 正久
虐待防止に関する	・ご利用時間	9:00~17:00
相談窓口	• 電話番号	$0\ 2\ 8\ 2\ -\ 2\ 5\ -\ 4\ 0\ 0\ 1$

• F A X 0 2 8 5 - 2 5 - 1 5 7 5	
担当が不在の場合は、事務所事務室までお申し出ください。	

11. 協力医療機関等

(1) 嘱託医

医療機関の名称 みずほクリニック			みずほクリニック			
医	院	長	名	小山 照夫		
所	在		地	栃木市大平町牛久9	9 - 2	
電	話	番	号	0282-25-1	2 2 2	
診	療		科	内科、整形外科、	入院設備	なし
				脳神経外科		

(2) 協力医

医療機関の名称	ふじさわクリニック
医院長名	藤澤・亨
所 在 地	栃木市境町1-21 隆盛館ビル2階
電話番号	0282-20-0678
診 療 科	心療内科、精神科 入院設備 なし

12. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
ではる到底	・別途に定める、消防計画書に則り、年2回、避難・防災訓練を、
平時の訓練	利用者の方も参加して実施します。
	・自動火災報知機 有 ・誘 導 灯 有
	・ガス漏れ報知機 有 ・非常通報装置 有
防災設備	・カーテン等は防炎性能のある物を使用しています。
	震災に備えて飲料水・医薬品・携帯ラジオ・ロープ・懐中電灯
	等を備蓄します。
消防計画	防火管理責任者 : 川又 正久
	事故・災害に備えて、損害賠償保険に加入しています。
保険加入	加入保険会社名:AIU保険会社
	加入保険内容:火災保険・施設総合賠償責任保険

13. 当事業所ご利用の際に留意いただく事項

	事業所内の設備、器具は本来の用法にしたがってご利用くださ
設備・器具の利用	い。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していた
	だくことがあります。

喫 煙	喫煙は決められた場所でお願いします。喫煙場所以外は、全館 禁煙です。
貴重品の管理	貴重品は、利用者の責任において管理していただきます。自 己管理のできない利用者につきましては貴重品を施設に持ち込 まないようお願いします。
宗教活動・政治活動、	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活
営利活動	動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

令和 年 月 日

生活介護事業の提供及び利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所名: 社会福祉法人うまぐりの里 ゆーあい工房

説明者職氏名: 施設長 中村 君枝

私は、本書面に基づいて事業者から生活介護事業の提供及び利用について重要事項の説明を受け、同意しました。

个リ	用 有		
	住	所:	
	氏	名:	印
鉬	権者		
-			
タフ	记[受人]		
	住		
	氏	名:	印